

第3次磐田市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和6年3月

磐田市

- 目次 -

第1章 計画の基本的事項

1 背景	1
2 計画の目的と位置付け	2
3 計画の期間	2
4 対象とする温室効果ガスの種類	3
5 計画の対象範囲	3

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの排出量	4
--------------	---

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標	5
2 活動項目別の削減目標	6

第4章 目標達成に向けた取組

1 基本方針	7
2 具体的な取組	8

第5章 計画の推進体制と評価

1 推進体制	15
2 進捗管理	17
3 取組状況の公表	17

資料編

第1章 計画の基本的事項

1 背景

地球温暖化は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、重要な環境問題の一つです。2023年3月に、IPCCから第6次統合報告書が公表され、人為的な気候変動が地球のあらゆる地域で極端な気象や気候の変化に影響を与えていました。

国は、2020年10月に「2050年のカーボンニュートラル達成」という長期目標を宣言しました。翌年には地球温暖化対策計画を改定し、政府が自ら率先して事務事業に伴い排出される温室効果ガスを2030年度までに50%削減する方針を示しました。

磐田市は、2021年6月にゼロカーボンシティを表明しました。2023年3月には「磐田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包した「第2次磐田市環境基本計画後期計画」を策定し、市・市民・事業者が共に二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し取り組んでいます。

また、本市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減は、これまで2018年度に策定した「第2次磐田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に沿って積極的に取り組んできたところですが、2023年度末をもって同計画の期間が終了することから、新たな温室効果ガス削減目標を盛り込んだ2050年カーボンニュートラルの実現に向けた「第3次磐田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定します。

2 計画の目的と位置付け

今回策定する第3次磐田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項の規定に基づき、都道府県及び市町村が定めることとされている地方公共団体実行計画の事務事業編として策定します。

その内容は、2023年3月に策定した「第2次磐田市環境基本計画後期計画」を踏まえ、本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するための措置について定めています（図1）。

2050年のカーボンニュートラルを実現するため、市が率先して温室効果ガスを削減するとともに、併せて市民・事業者の自主的かつ積極的な行動を促すことを目的としています。

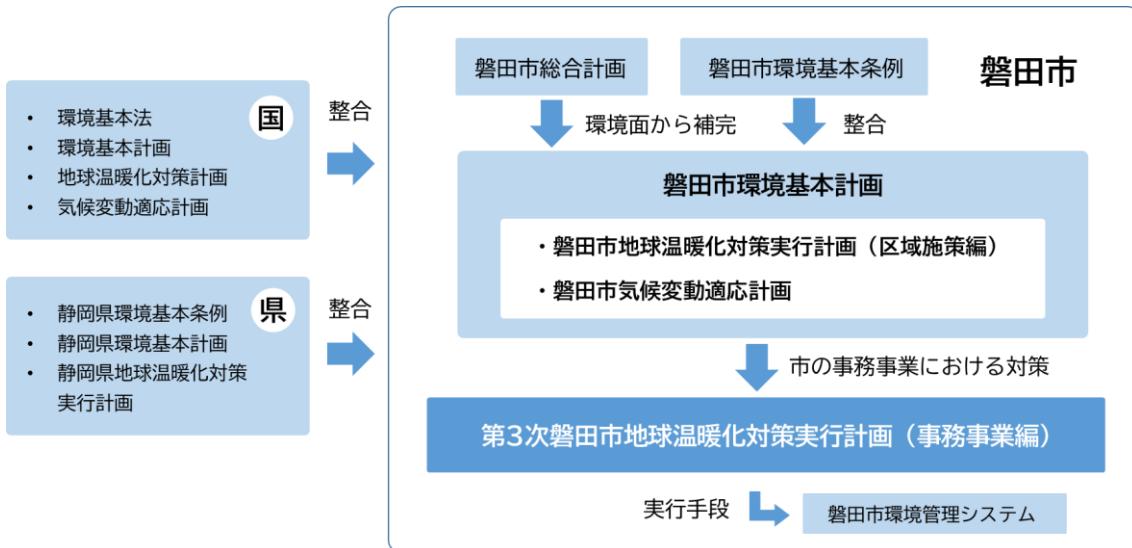


図1 計画の位置付け

3 計画の期間

本計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年とします。

4 対象とする温室効果ガスの種類

本計画は、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふつ化硫黄 (SF₆)、三ふつ化窒素 (NF₃) の 7 つの温室効果ガスのうち、表 1 に示す温室効果ガスを対象とします。

ただし、パーフルオロカーボンと六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の 3 物質については、現状において使用状況の把握が困難であることから対象から除外します。

表 1 本計画が対象とする温室効果ガスと原因行為

温室効果ガスの種類	人為的な発生源
エネルギー起源 二酸化炭素	<ul style="list-style-type: none">・電気の使用・燃料の燃焼
非エネルギー起源 二酸化炭素	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物中の廃プラスチック類の焼却
メタン	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物の焼却・自動車の走行・下水及びし尿の処理・浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理
一酸化二窒素	
ハイドロフルオロカーボン	<ul style="list-style-type: none">・カーエアコンの使用

5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務事業です。本市が直接管理している庁舎、上下水道、学校、病院などの施設に加え、指定管理者制度を含む外部委託で管理する施設における事務事業も対象とします。

第2章　温室効果ガスの排出状況

1　温室効果ガスの排出量

2013 年度における本市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は 38,118t-CO₂ でした。2022 年度には総排出量を 35,247t-CO₂ に削減しました。

なお、2022 年度における基準年度（2013 年度）と比較した温室効果ガス総排出量の削減率は約 7.5% です。

表 2　温室効果ガス排出量

項目	2013（平成 25）		2022（令和 4）	
	(t-CO ₂)	構成比	(t-CO ₂)	構成比
燃料の燃焼	6,674	17.5%	6,228	17.7%
他から供給された電気の使用	22,141	58.1%	13,068	37.1%
公用車の走行	13	0.0%	13	0.0%
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	321	0.8%	247	0.7%
カーエアコンの使用	4	0.0%	5	0.0%
小計	29,153	76.5%	19,561	55.5%
一般廃棄物の焼却	7,934	20.8%	14,574	41.3%
下水及びし尿の処理	1,031	2.7%	1,112	3.2%
合計	38,118	-	35,247	-

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

市の施設等における温室効果ガス排出量の削減目標（2013年度比）

2028年度 45%削減 2030年度 50%削減

本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスのうち、市が主体となって削減に取り組む「市の施設等における温室効果ガス排出量」について、2028年度までに基準年度と比べて45%削減することを目指します。

表3 基準年度（2013年度）からの温室効果ガス削減目標

項目	基準年度	現状	目標	
	2013年度	2022年度	2028年度	2030年度
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	29,153	19,561	15,974	14,530
基準年度比	-	33%削減	45%削減	50%削減

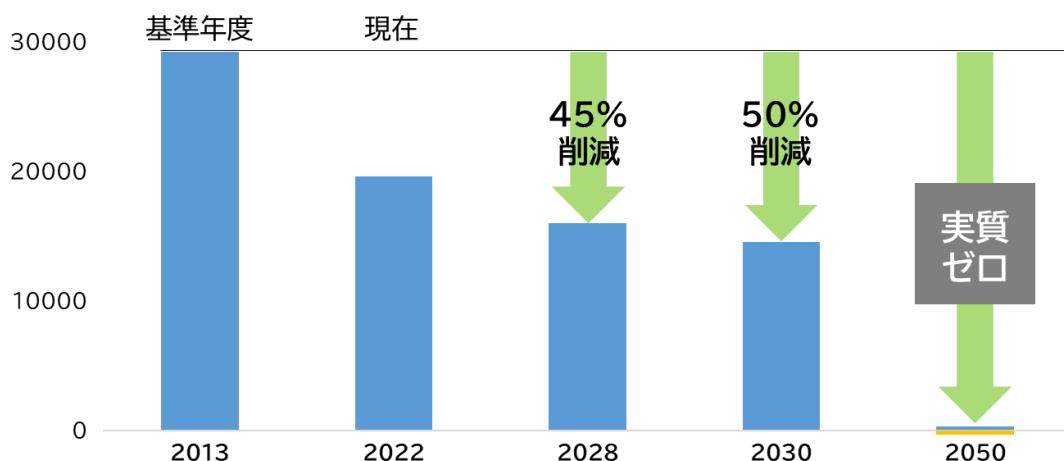


図2 温室効果ガス削減目標に向けた推移

2 活動項目別の削減目標

活動項目別及び総排出量の目標値を表4のとおりとします。

なお、「一般廃棄物の焼却」、「下水及びし尿の処理」に伴う排出量については、市の施設だけでなく市域全体（一般家庭・事業者を含む）から排出された廃棄物・下水及びし尿を対象としているため、市が主体となって削減に取り組む「市の施設等における排出量」と分けて目標を設定し、可能な限り排出量の削減に努めるものとします。

表4 活動項目別の温室効果ガス排出量の削減目標 (t-CO₂)

項目		基準	現状	目標					
年度		2013	2022	2024	2025	2026	2027	2028	2030
市の施設等における排出量	燃料の使用	6,674	6,228	6,081	6,069	6,056	6,003	5,990	5,965
	電気の使用	22,141	13,068	12,823	11,791	11,109	10,398	9,715	8,299
	公用車の走行	13	13	12	12	12	11	11	11
	浄化槽・雑排水処理	321	247	258	257	256	255	254	251
	カーエアコンの使用	4	5	4	4	4	4	4	4
小計		29,153	19,561	19,178	18,133	17,437	16,670	15,974	14,530
削減目標				-34%	-38%	-40%	-43%	-45%	-50%
一般廃棄物の焼却	7,934	14,574	13,803	13,608	12,929	12,561	12,229	11,472	
下水及びし尿の処理	1,031	1,112	1,068	1,065	1,061	1,056	1,052	1,042	
合計	38,118	35,247	34,050	32,807	31,427	30,288	29,255	27,045	
総排出量における削減目標				-11%	-14%	-18%	-21%	-23%	-29%

※単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合があります

第4章 目標達成に向けた取組

1 基本方針

温室効果ガスの排出量削減に向けて、次の基本方針に基づいた取組を推進します。

基本方針1 施設整備や改修における省エネルギー化の拡大と再生可能エネルギーの更なる導入

本市が所有する建物や設備などの耐用年数や性能を正確に把握し、計画的な改修や最適な管理を行うことで施設運営における省エネルギー化を拡大します。また、再生可能エネルギーや次世代自動車など最適な技術の導入を推進します。

基本方針2 事務事業の見直しによる省エネルギーの推進

職員一人一人がカーボンニュートラルの実現に向けた視点を持ち、DX化などによる効率的な事務事業の見直しを主体的に行うことで業務の省エネルギー化を図ります。

基本方針3 脱炭素化に関する最新技術の情報収集と導入の検討

日々進歩する技術に対する情報を積極的に収集する中で、カーボンニュートラルの実現に向けて最適な時期に導入ができるよう調査・研究を実施します。

2 具体的な取組

基本方針1 施設整備や改修における省エネルギー化の拡大と 再生可能エネルギーの更なる導入

(1) 施設の省エネルギー化

① 計画に基づいた施設の改修

- 改修計画や長寿命化計画などを策定し、計画的かつ適切な施設管理に努めます。

② 老朽化施設における統廃合の検討

- 老朽化した施設は、現在の利用状況や将来的な必要性を検証し、統廃合を検討します。

③ 省エネルギー建築物の推進

- 新築する建物は、消費するエネルギーの基準値比 50%以上の削減を目指します。

④ 省エネルギー改修の推進

- 建物の改修は、屋根や壁に適正な断熱材や断熱塗料などを使用したり、窓を二重ガラス、二重サッシなどにしたりすることで断熱効果の向上を図ります。

⑤ 消費エネルギーを抑えた施設管理

- 省エネルギー診断などにより電力や燃料の使用状況などを正確に把握し、消費エネルギーを抑えた管理を実施します。

(2) 設備や機器の省エネルギー化

① 計画に基づいた設備や機器の更新

- 台帳を整備し、計画的に設備・機器を更新します。

② 高効率な設備や機器の導入

- 照明の LED 化を推進します。
- エネルギー効率のより良好な機器を導入します。

③ 効率的な設備運用の推進

- 適切な運行管理や機器調整を行うことで効率的な設備の運用に努めます。
- 設備の点検やメンテナンスを適切に行い、早期に不具合を解消することで、エネルギーの削減を目指します。

④ 燃料使用設備や機器の低炭素化

- 灯油や重油などを燃料とする設備や機器は、電気やガスの利用に切り替えるなど可能な限り低炭素化を図ります。

(3) 公用車の省エネルギー化

① 公用車の最適化

- デジタルキーの導入や運行記録のデータ化などにより、公用車の使用実態を把握します。
- 公用車の台数や車種、配置の最適化を図り、効率的な利用を推進します。

② 次世代自動車の導入

- 公用車の更新は、次世代自動車の導入を含め適正な手法を選択します。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大

① 太陽光発電設備の導入

- 既存の建物や市有地は、太陽光発電設備の設置を検討し、可能な限り導入します。
- 新築する建物は、可能な限り太陽光発電設備を設置します。

② 蓄電池の導入

- 太陽光発電設備を導入した施設は、再生可能エネルギーの有効利用や災害対応力の強化を目指し、蓄電池の導入を推進します。

③ バイオマス発電の推進

- 一般廃棄物処理施設におけるバイオマス発電の効率的な利用を目指します。
- 下水道浄化施設におけるバイオマス資源を活用した発電を検討します。

基本方針2 事務事業の見直しによる省エネルギーの推進

(1) 環境に配慮した取組の推進

- ① 環境マネジメントシステムの適切な運用
 - 「磐田市環境管理システム」に基づき、職員一人一人が地球温暖化対策を意識した行動を心掛けます。
- ② 「いわた COOL CHOICE DAY」の推進
 - ノーカーデーなど職員が二酸化炭素削減行動に取り組む「いわた COOL CHOICE DAY」を推進します。
- ③ 働き方改革の推進
 - 定時退庁による超過勤務の削減やテレワークの実施に取り組むなど、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ります。
- ④ 新年度事業に対する環境評価の実施
 - 予算の編成は、これまでの費用対効果に加え温室効果ガスの削減など環境効果も査定の項目とします。
- ⑤ 職員研修の実施
 - カーボンニュートラルの実現に向けた意識向上のため、職員は積極的に研修に参加します。
- ⑥ 環境に配慮したイベントの実施
 - イベントで生じるごみの削減や適切な分別に努めます。
 - 来場者に対し公共交通機関や自転車などの利用を呼び掛けます。
- ⑦ グリーン購入の推進
 - 「磐田市環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、物品のグリーン購入を推進します。

(2) 省エネルギー・省資源に関する取組

① 施設における電気・燃料使用量の削減

- 照明・空調・OA機器は、こまめな電源オフを心掛ける中で、必要な箇所や時間のみ使用します。
- クールビス・ウォームビズを推奨し、冷暖房の使用は市民サービスや健康被害を招かない範囲で必要最小限とします。

② 公用車における燃料使用量の削減

- 現場確認、各種検査、庁内会議などのオンライン化を推進し、公用車の使用を減らします。
- 短距離の移動は徒歩や自転車の利用を、長距離の移動は公共交通機関の利用を推奨します。

③ 事務執行における紙使用量の削減

- オンライン申請などの拡大により、印刷物の削減に努めます。
- 事務文書や内部資料の電子化・データの共有化を推進し、紙使用量の削減に努めます。

④ 水使用量の削減

- トイレ、給湯室、洗車などにおける水の使用は最小限に努めます。

⑤ ごみの削減と再資源化の推進

- 市の施設から排出されるごみの分別を徹底し、焼却処理量の削減と再資源化を推進します。
- 事務用品などの購入を最小限とし、長期間の利用に努めます。

(3) その他所属課の業務における温室効果ガス削減の取組

① 一般廃棄物処理事業に伴う温室効果ガスの削減

- 3R の取組を推進します。
- 食品ロスの削減に努めます。
- 廃プラスチック類の再資源化を検討します。

② 上下水道事業に伴う温室効果ガスの削減

- 温室効果ガス削減に向けた汚泥処理方法の検討を進めます。
- 公共下水道の整備を適切に実施します。
- 計画的に老朽管を更新し、上水道における漏水量の削減に努めます。

③ 公共工事における温室効果ガスの削減

- 環境に配慮した建設機械などの使用に努めます。
- 建設工事や解体工事で発生する廃材の再資源化を推進します。
- 入札の評価項目に ISO やエコアクション 21 などの認証取得を加えることで環境に配慮した事業者の拡大を目指します。

④ 吸収源対策の実施

- 森林整備計画に基づき、森林の適正な整備に努めます。
- 森林所有者などに向け、森林経営計画の策定など適正な森林整備を促します。

基本方針3 脱炭素化に関する最新技術の情報収集と導入の検討

(1) 脱炭素に関する最新技術の情報収集と導入の検討

① 情報収集及び調査・研究の推進

- 新たな技術や社会情勢などに関する情報を収集する中で、温室効果ガス削減策に関する調査や研究を行います。

② 最新技術導入の検討

- 施設や設備の改修時期や事務の見直しに合わせて、温室効果ガス削減につながる新技术の導入を検討します。

第5章 計画の推進体制と評価

1 推進体制

本計画の目標達成に向けて、磐田市環境管理システムに基づき、市長を代表者、副市長を副代表者とし、主に管理統括部門、実行部門、監査部門の3つの部門で構成した推進体制で取り組みます。

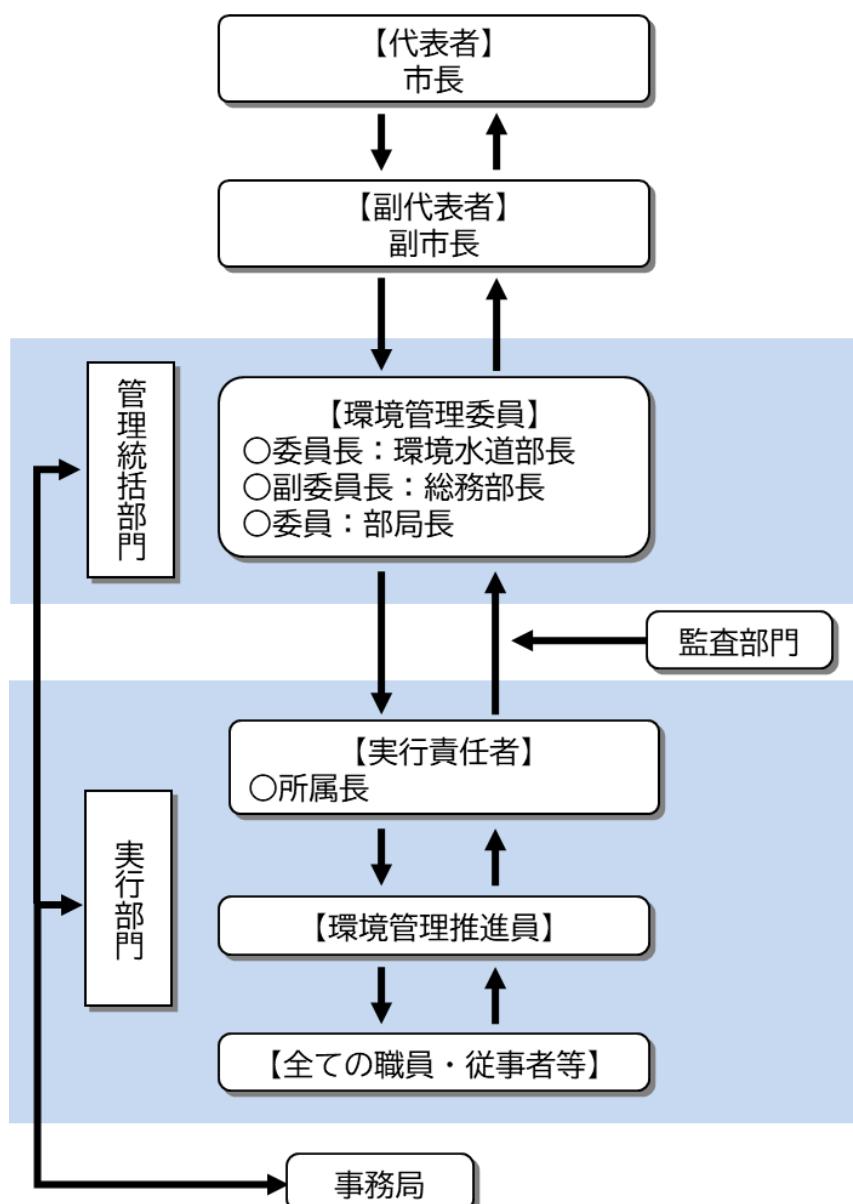


図3 推進体制

表 5 各部門等の主な役割

名称		構成	主な役割
代表者		市長	<ul style="list-style-type: none"> ● 全庁で目指す目標の承認 ● 本システムの見直し等の指示、承認
副代表者		副市長	<ul style="list-style-type: none"> ● 代表者の補佐
管理統括部門	環境管理委員	委員長:環境水道部長 副委員長:総務部長 委員:部局長	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市システムに係る事項の検討、調整、決定 ● 各課の取組状況と監査報告書の確認 ● 本システムの有効性の評価
実行部門	実行組織責任者	所属長 (局長、課長等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費エネルギーや廃棄物削減等目標の設定 ● 実施状況の確認及び目標に対する検証
	環境管理推進員	各課から選出された者	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷の削減に向けた周知 ● 取組状況の記入及び報告
	施設に携わる全ての職員、従事者		<ul style="list-style-type: none"> ● 所属部署で設定した目標の達成に向けた取組の実施
監査部門	内部監査員	環境管理委員長から任命を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部監査の実施
事務局(環境課)			<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理委員会等の事務局 ● 取組に関する支援

2 進捗管理

進捗管理は、磐田市環境管理システムに基づき隨時運用状況を見直します。

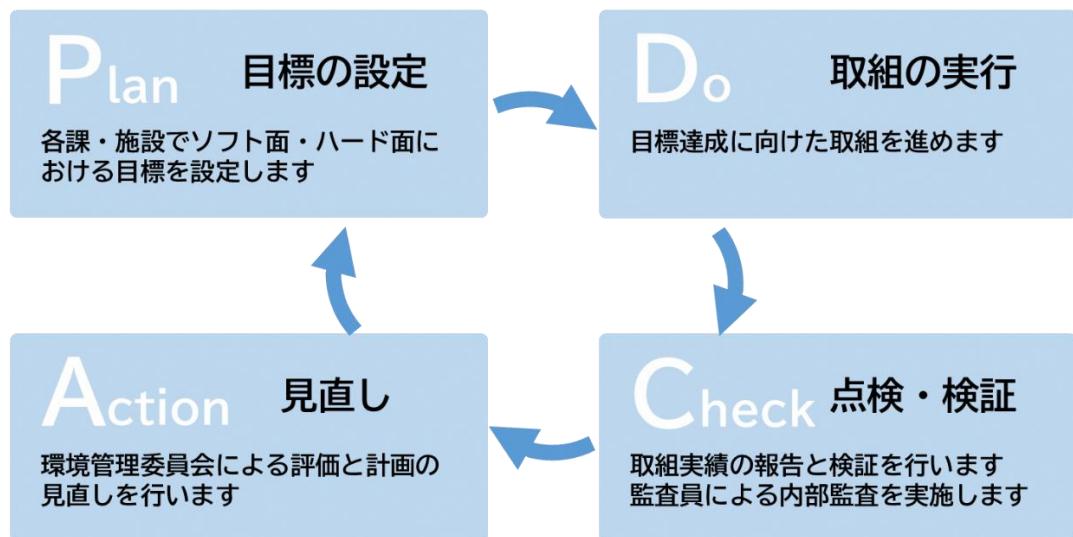


図4 進捗管理

3 取組状況の公表

温室効果ガスの排出量、数値目標の達成、取組状況などは、年度ごとに事務局がとりまとめて市ホームページや磐田市環境市民会議を通じて公表します。

令和6年3月
磐田市環境水道部環境課
TEL : 0538-37-4874
FAX : 0538-37-5565
Eメール : kankyo@city.iwata.lg.jp